公共事業の事業評価書

(林野公共事業の完了後の評価)

平成21年8月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の事業実施地区を対象として、事業評価(完了後の評価)を実施した。

区分	事 業 名	評 価 実施地区数
古 被 車 業	国有林直轄治山事業	4
直轄事業	直轄地すべり防止事業	1
計	計	

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

評価の実施に当たっては、中部及び四国森林管理局に設置している学識経験者で構成する第 三者委員会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を 図った。

- 1 評価担当部局
 - 中部及び四国森林管理局において実施した。(「直轄事業評価担当部局一覧表」別添1)
- 2 評価実施期間 平成21年4月から平成21年8月まで

3 政策評価の観点

本評価においては、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②事業効果の発現状況、③事業により整備された施設の管理状況等について点検を行うとともに、これらに基づき必要性、効率性、有効性の観点から総合的に行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②事業効果の発現 状況、③事業により整備された施設の管理状況等の評価項目の点検により、総合的に把握した。 その結果については、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。

- 5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項
- 1 平成21年7月に中部及び四国森林管理局において学識経験者で構成する第三者委員会を開催するとともに、第三者委員会による現地調査を実施し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

評価実施地区についての第三者委員会の意見は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。

- 2 中部及び四国森林管理局に設置している第三者委員会の委員構成は、「第三者委員会名簿」 (別添3) のとおりである。
- 6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、基礎資料、第三者委員会資料であり、資料に基づき評価した内容を「地区別評価結果」(別添2)に集約しており、「地区別評価結果」は、林野庁ホームページで公表することとしている。(http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hyouka/index.html)

なお、資料についての問合せ先は、「問合せ先一覧表」(別添4)のとおりである。

また、中部及び四国森林管理局に設置している第三者委員会における資料等については、各 森林管理局ホームページで公表することとしている(ホームページアドレスは(別添4)のと おり)。

7 政策評価の結果

すべての評価実施地区について、事業効果の発現が認められた。

評価実施地区の評価結果は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。

直轄事業評価担当部局一覧表

事業名	都道府県名	評価担当部局		
国有林直轄治山事業	長 野 県	中 部 森 林 管 理 局 企画調整室		
	愛 媛 県高 知 県	四国森林管理局 企画調整室		
直轄地すべり防止事業	長野県	中 部 森 林 管 理 局 企画調整室		

地区別評価結果

- 1 直 轄 事 業
 - (1) 国有林直轄治山事業
 - (2) 直轄地すべり防止事業

平成21年度 完了後の評価実施地区一覧表

1 直轄事業

(1)国有林直轄治山事業

整理番号	都道府県	事業実施主体	事業名	事業実施地区名		総便益 B(千円)	総費用 C(千円)	分析結果 B/C
1	長野県	木曽森林管理署	火山地域防災機能強化総合治山	御岳山	おんたけさん	4, 639, 370	3, 390, 257	1. 37
2	愛媛県	愛媛森林管理署	水源森林総合整備	蒼社川	そうしゃがわ	8, 196, 921	1, 859, 968	4. 41
3	高知県	嶺北森林管理署	水源森林総合整備	本川	ほんがわ	21, 405, 895	3, 006, 982	7. 12
4	高知県	安芸森林管理署	水源森林総合整備	魚梁瀬	やなせ	17, 510, 139	2, 975, 299	5. 89

完 了 後 の 評 価 個 表

事業名		国有林直轄治山事業	事業計画期間	平成4年度~平成15年度(12年間)	
事業実施		地域防災機能強化総合治山)	事業実施主体	中部森林管理局	
	好県名)	(長野県)	事未 天旭工件	木曽森林管理署	
完了後経過年数 5年 管理主体 中部森林管理局 木曽森林管理署					
事業の概要・目的 当地区は長野県西部の御岳山の南斜面に位置し、地質は大半が御岳火山物によって構成されている。 昭和59年9月14日、長野県西部地震に誘発され発生した巨大崩壊(御岳) 土石流となり濁沢・伝上川を流下、15人もの尊い命を奪うとともに人家の下流域に甚大な被害を与えた。このため、当該年度から災害復旧事業を実が、崩壊した火山噴出物の堆積が著しく、豪雨等の度に土石流が発生し下被害が発生していた。 また、事業地直下を通る王滝併用林道は、その奥にある王滝村滝越地区の生活道路となっており、通行の安全確保を図るため土石流発生の防止がなっていた。 更に、当地区の下流部には牧尾ダム(愛知用水の水源)があり、東海地要な水源地域となっているが、土石流により裸地化した崩壊地等が多く、人人養機能の回復向上を図る観点から早急な森林造成が必要となっていた。このため、土石流による土石や火山噴出物の流出を最小限にし、下流へ災害及び牧尾ダムへの土砂流入を抑制するための渓間工、荒廃地からの土を防ぐための山腹工及び伝上川左岸の台地に植栽を行い防災林を造成するを実施し、下流域の保全及び水源かん養機能の維持・増進を図ることを目て平成4年度から当事業に着手した。 ・主な事業内容 渓間工14基、山腹工34ha、植栽工56ha ・総事業費 2,206,556千円(平成10年度の評価時点 2,573,840千円)					
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 当事業の費用対効果分析における主な効果は、山地災害防止便益であり工、山腹工の施工により渓床に堆積した火山噴出物等の流出を防止し、滝への唯一の生活道路等を山地災害から保全する効果である。また、水源かん養便益については、荒廃地・荒廃移行地等の復旧整備及森林の整備を実施し、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与する効果であなお、当事業の採択当時及び直近の期中の評価時には費用対効果分析の導入されていないが、平成21年度時点における費用対効果分析結果は以下りである。 総便益(B) 4,639,370千円 総費用(C) 3,390,257千円 分析結果(B/C) 1.37				た火山噴出物等の流出を防止し、滝越地区 保全する効果である。 荒廃地・荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃 貯水、水質浄化に寄与する効果である。 期中の評価時には費用対効果分析の手法が	
② 事業効果の発現状況 当事業は、火山山麓部で発生する泥流・土石流等により、下流の道害の防止・軽減を図ることを主目的とする事業であり、事業を実施しり、渓床に堆積していた火山噴出物等の不安定土砂が安定し、植生がとや、裸地状態だった伝上川左岸の台地等にハンノキ等の植栽を行っって防災林が造成され、泥流・土石流等の流出を抑制するなどの森林機能の回復及び水源のかん養機能の回復が図られた。なお、東海地域の重要な水源である牧尾ダムの周辺では、木曽川下よるボランティア活動が活発で、毎年「みどりのバトン」(大切な緑に引き継ぐことを目的とした森林整備等によるボランティア活動で、理署・中日新聞・大滝村等が協力し実施している。)や中・高校生に備を通じ、上下流域住民の交流の場としても利用されている。				する事業であり、事業を実施したことによの不安定土砂が安定し、植生が回復したこと 地等にハンノキ等の植栽を行ったことに以等の流出を抑制するなどの森林の持つ防災復が図られた。 牧尾ダムの周辺では、木曽川下流域住民に「みどりのバトン」(大切な緑を来世紀等によるボランティア活動で、木曽森林整施している。)や中・高校生による森林整	

③ 事業により整備された施設の管理状況	当事業により整備した治山施設については、木曽森林管理署において定期的に 点検を行い、必要に応じ補修を実施して適切に管理している。
④ 事業実施によ る環境の変化	当事業の実施により荒廃した森林が回復し、渓畔や山腹にも植生が回復し周囲との景観の調和が図られた。 また、植栽されたハンノキ等は順調に生育し、災害に強い森林に移行するとともに水源かん養機能が高まりつつある。更にツキノワグマやキツネなどの野生動物も確認されるなど、生態系も戻りつつある。
⑤ 社会経済情勢 の変化	当事業は、火山山麓部で発生する泥流・土石流等により、下流の道路への被害の防止・軽減を図ることを主目的とする事業であり、谷止工・山腹工の施工により不安定土砂の安定が図られ、事業地直下を通る王滝併用林道の通行の安全が確保されたことから、当林道を唯一の生活道路としている王滝村滝越地区住民の安全・安心が確保されている。また、下流部にある牧尾ダムへの流入土砂が抑止され、愛知用水への水供給が安定的に行われている。 ・主な保全対象:県道3.0km、林道5.2km
⑥ 今後の課題等	国土保全機能を長期にわたって発揮させるため、火山活動の情報収集と、上流からの土砂流出状況を経過観察する必要がある。 ・地元の意見: 事業実施による土砂流出の防止、水源かん養機能の高度発揮に寄与している。(長野県) 実施された事業(施設等)は、確実に土砂流出を抑止する効果を発揮しております。引き続き、濁沢上流域の防災対策にご尽力頂けますよう要望いたします。(王滝村)
第三者委員会の意 見	当事業の実施により、火山噴出物等の不安定土砂が安定したことにより、下流域の保全が図られている。 また、早期の緑化により植生が回復し着実に森林が回復しつつあり、事業の効果が発揮されていると認められる。 なお、今後、崩壊地源頭部の対策工についても検討されるよう期待する。
評価結果	 ・必要性: 火山噴出物が厚く堆積し、土石流等が度々発生していたことから、下流の道路等への被害の防止・軽減及び下流域の牧尾ダムへの流入土砂の抑止を図るため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備を実施する必要があったこと。 国有林内を速やかに整備するため、国直轄で事業を実施する必要があったこと。 以上のことから、事業の必要性は認められる。 ・効率性: 荒廃地、荒廃移行地等の整備の対策工計画にあたっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討しており、事業実施にあたってもコスト縮減に努め総事業費の削減が図られたことから事業の効率性が認められる。 ・有効性: 荒廃森林の回復と渓床に堆積した火山噴出物等の不安定土砂が安定したことにより土石流等の発生を防ぎ、直下の王滝併用林道等の保全が図られたことから、滝越地区の民生の安定や通行の安全が確保された。なお、牧尾ダムへの流入土砂が抑止されたことにより、愛知用水への水供給が安定的に行われている。今後も引き続き事業効果の発現が見込まれることから、事業の有効性が認められる。

整理番号 1

便益集計表

(治山事業)

事業名 : 火山地域防災機能強化総合治山

都道府県名:長野県

施工箇所:御岳山		(単位∶千円)

大 区 分	中区分	評価額	備	考
水源かん養便益	洪水防止便益	508,386		
	流域貯水便益	96,185		
	水質浄化便益	135,668		
災害防止便益	山地災害防止便益	3,899,131		
総便益(B)		4,639,370		
総費用(C)		3,390,257		
費用便益比	B÷C=	4,639,370	= 1.37	
复用使無比	B+C-	3,390,257	— 1.3 <i>1</i>	

完 了 後 の 評 価 個 表

事業名		有林直轄治山事業 源森林総合整備)	事業計画期間	平成3年度~平成15年度(13年間)		
	施地区名 府県名)	蒼社川(そうしゃがわ) (愛媛県)	事業実施主体	四国森林管理局愛媛森林管理署		
完了後	経過年数	5年	管理主体	四国森林管理局愛媛森林管理署		
① 費用の第二	照要・目的 当地区は、愛媛県北西部を流れて瀬戸内海に注ぐ蒼社川及びその支流の木地の源流域(木地奥山国有林)であり、地質は領家帯に属し、基岩は花崗岩で構され深層風化が著しい。また、過去の豪雨等により山腹には小崩壊が多数発生し、渓流は侵食が進み安定土砂の供給源となっていた。さらに、下流には、玉川ダム、鈍川温泉、今治市街地等があり、それらの水地として重要な位置にあるが、保育の遅れから林内が過密となり下層植生が衰し水源かん養機能の低下とともに土砂を流出する荒廃林の増加が危惧されていた。このため、渓間工を施工して不安定土砂の安定化を図り、山腹工の施工によ崩壊地を緑化して崩壊地の拡大防止を図ること並びに本数調整伐等の森林整備実施し下層植生の回復を促すことにより、水源かん養機能の向上及び下流域の全を図るとともに、路網を整備し保安林の適切な維持管理を行うこと等を目的平成3年度から本事業に着手した。なお、平成11年9月14~15日にかけて四国の中央部を縦断し広範囲に大雨をらせた台風16号により、蒼社川源流部の北向き斜面等で山地災害が発生したこ等から、事業計画を変更しつつ事業を実施した結果、事業費が増額となった。主な事業内容:渓間工14基、山腹工1ha、森林整備736ha、管理車道3km総事業費:1,161,581千円(平成10年度の評価時点:850,000千円) 田対効果分析で基礎となっ因の変化 本事業の費用対効果分析における主な効果は水源かん養便益であり、荒廃林に本教調整伐等の森林整備を実施し、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与す効果である。また、山地保全便益については、渓間工、山腹工の施工により、不安定土砂流出を防止し山地を保全する効果である。					
		ある。 総 便 益 (B) 総 費 用 (C) 分析結果 (B/C)	8, 196, 921千 1, 859, 968千 4. 41			
② 事業 状況	美効果の発明	※の発現 渓間工を施工したことにより不安定土砂が安定化し、山腹工の施工により崩壊地の拡大が防止され、不安定土砂の流出による下流の道路等への被害が防止された。 また、本数調整伐等の森林整備を実施し下層植生が回復したことにより水源かん養機能の向上及び下流域の保全が図られた。 なお、管理車道も保安林の適切な維持管理に利用されている。				
	美により整備 上施設の管理					
④ 事業 環境の	美実施による)変化	緑が回復し、周囲の景	観との調和が図 の森林整備を行	った森林は下層植生が回復し健全な状態に		

⑤ 社会経済情勢の 当地区は蒼社川と木地川の源流部にあり、当地区に係る今治市玉川地区(旧玉 変化 川町)の人口は平成12年の6,072人から平成20年は5,726人に減少している。 当地区では平成15年度から国有林、民有林、水資源の受益者からなる水源林整 備推進協議会を設立し、地域全体として蒼社川を中心とする水源林整備に力を入 れている。 また、当地区の下流側に隣接した民有林約4,500haにおいて民有林直轄治山事 業を昭和46年度から平成18年度まで実施した後、引き続いて、水源かん養機能等 の維持のため、旧民直区域の内の国有林に隣接した区域約1,500haと本事業区域 の内、民有林に接した約600haをあわせた約2,100haの区域において、平成20年度 から特定流域総合治山事業を実施している。 ・主な保全対象:市道1km、林道1km ⑥ 今後の課題等 国土保全機能、水源かん養機能を長期にわたって発揮させるため、適切に森林 を管理していく必要がある。 ・地元の意見: 豪雨等により被災した渓流及び山腹崩壊の復旧、過密林分を解 消するための本数調整伐等の森林整備等は、森林の持つ公益的機 能の維持、強化に大きく貢献しており、当該事業の効果を認識し ている。 (愛媛県) 工事実施後、災害の発生が見られず事業効果があったと認識し ている。(今治市) 第三者委員会の意見 事業の効果が発揮されていると認められる。 ・必要性: 山腹崩壊地を放置すれば、崩壊地の拡大等が懸念されるとともに渓 評価結果 床に堆積した不安定土砂が流出し下流の道路等に被害を及ぼす危険性 また、過密林分を放置すれば、林内の下層植生がなくなり土砂の流 出等により下流域に被害を及ぼすことや水源かん養機能の低下が危惧 されていた。 これらのことから、本事業の実施が必要であった。 ・効率性: 効率性については、工事に伴って発生した巨石等の現地発生材や周 辺林分で森林整備を行った際に発生した間伐材を利用可能な箇所に使 用し工事コストの低減に努めていることにより、効率性が認められ 事業実施に伴って、崩壊地の拡大防止及び不安定土砂の安定化、林 有効性: 内の下層植生の回復等が図られ、水源かん養機能が向上しており、有 効性が認められる。 また、事業実施の結果、下流の道路等が保全されるとともに、住民

の安全・安心が高まった。

2

便益集計表

(治山事業)

事業名:水源森林総合整備

都道府県名:愛媛県

施工箇所:蒼社川 (単位:千円)

大 区 分	中区分	評価額			備	考
水源かん養便益	洪水防止便益	2,589,849				
	流域貯水便益	1,057,668				
	水質浄化便益	1,491,810				
山地保全便益	土砂流出防止便益	2,938,603				
	土砂崩壊防止便益	32,073				
環境保全便益	炭素固定便益	86,918				
総便益(B)		8,196,921				
総費用(C)		1,859,968				
費用便益比	B÷C=	8,196,921	= 4	1./1		
東 京	B.C=	1,859,968	- = 4.41			

完 了 後 の 評 価 個 表

事業名		有林直轄治山事業 源森林総合整備)	事業計画期間	平成3年度~平成15年度(13年間)		
事業実施地区名 本川 (ほんがわ) 事業実施主体 四国 (都道府県名) (高知県)			四国森林管理局嶺北森林管理署			
完了後	経過年数	5年	管理主体	四国森林管理局嶺北森林管理署		
事業の概	モ要・目的	域としている。地区では、は、らいでは、いる。地区でに見、では、いる。当地各所には、では、いる。大きが、ないでは、いる。大きが、ないでは、ないでは、ないでは、では、ないでは、ないでは、ないでは、では、ないでは、ない	北部を縦断する吉野川上流に位置し、旧本川村全域を事業区は三波川結晶片岩地帯で断層が多く、基岩の風化が進んでいの豪雨等により山腹及び渓流の荒廃が著しく小崩壊と渓岸侵め、長沢ダム、大森川ダム等があり、下流域の水源地として、保育の遅れから林内が過密となり下層植生が衰退し水源かもに土砂を流出する荒廃林の増加が危惧されていた。を施工して渓岸侵食の防止を図り、山腹工の施工により崩壊の拡大防止を図ること並びに本数調整伐等の森林整備を実施促すことにより、水源かん養機能の向上及び下流域の保全をを整備し保安林の適切な維持管理を行うこと等を目的に平成			
の算定	対効果分析 基礎となっ の変化	遊となっ に本数調整伐等の森林整備を実施し、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与す				
② 事業 状況	美効果の発現	現 渓間工を施工したことにより渓岸侵食を防止し、山腹工の施工により崩壊地の 拡大が防止され、不安定土砂の流出による下流の道路等への被害が防止された。 また、本数調整伐等の森林整備を実施し下層植生が回復したことにより水源か ん養機能の向上及び下流域の保全が図られた。 なお、管理車道も保安林の適切な維持管理に利用されている。				
	により整備 施設の管理		本事業により整備した渓間工、管理車道については、嶺北森林管理署が適切に 管理している。			
④ 事業環境の	美実施による)変化	が回復し、周囲の景観	との調和が図ら の森林整備を行	った森林は下層植生が回復し健全な状態に		

⑤ 社会経済情勢の 変化	当地区は吉野川の源流部に所在する国有林で区域は1万haを超え広大である。 事業区域内には大橋ダム、長沢ダム、大森川ダムに加え集落や農地、国道194 号線、県道、町道、林道等を包括し、いの町本川地区(旧本川村)の人口は平成 12年時点では759人である。その後も過疎化が進んでいると推測される。 また、平成12年、高知県と愛媛県をつなぐ幹線道路である国道194号線に新寒 風山トンネルが開通し、同国道を保全する必要性がますます高まっている。 ・主な保全対象:家屋20戸、国・県道5km、町道4km、林道13km
⑥ 今後の課題等	国土保全効果、水源かん養機能を長期にわたって発揮させるため、適切に森林 を管理していく必要がある。
	・地元の意見: 豪雨等により被災した渓流及び山腹崩壊の復旧、過密林分を解消するための本数調整伐等の森林整備は、森林の持つ公益的機能の維持、強化に大きく貢献しており、当該事業の効果が認められる。(高知県) 工事施工後、災害の発生も見られず治山工事の効果を認識している。(いの町)
第三者委員会の意見	事業の効果が発揮されていると認められる。
評価結果	・必要性: 山腹崩壊地を放置すれば、崩壊地の拡大等が懸念されるとともに渓 岸侵食が進んで土砂が下流の道路等に被害を及ぼす危険性があった。 また、過密林分を放置すれば、林内の下層植生がなくなり土砂の流 出等により下流域に被害を及ぼすことや水源かん養機能の低下が危惧 されていた。 これらのことから、本事業の実施が必要であった。
	・効率性: 効率性については、工事に伴って発生した巨石等の現地発生材や周辺林分で森林整備を行った際に発生した間伐材を利用可能な箇所に使用し工事コストの低減に努めていることにより、効率性が認められる。
	・有効性: 事業実施に伴って、崩壊地の拡大防止及び渓岸侵食の防止、林内の下層植生の回復等が図られ、水源かん養機能が向上しており、有効性が認められる。 また、事業実施の結果、下流の道路等が保全されるとともに、住民の安全・安心が高まった。

3

便益集計表

(治山事業)

事業名:水源森林総合整備

都道府県名: 高知県

施工箇所:本川

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評価額		備	考
水源かん養便益	洪水防止便益	4,869,630			
	流域貯水便益	3,455,529			
	水質浄化便益	4,873,923			
環境保全便益	炭素固定便益	148,338			
災害防止便益	山地災害防止便益	8,058,475			
総 便 益(B)		21,405,895			
総費用(C)		3,006,982			
費用便益比	B÷C=	21,405,895	- 712		
复用使金比	B+C−	3,006,982	- = 7.12		

完 了 後 の 評 価 個 表

事業名		有林直轄治山事業 源森林総合整備)	事業計画期間	平成5年度~平成15年度(11年間)
. , ,	拖地区名 守県名)	魚梁瀬(やなせ) (高知県)	事業実施主体	四国森林管理局安芸森林管理署
完了後紀	圣過年数	5年	管理主体	四国森林管理局安芸森林管理署
事業の概要・目的 当地区は、高知県東部を流れて太平洋に注ぐ奈半利川の最上路村魚梁瀬地区と北川村の北部にまたがっている。地質は四万弱な砂岩・買岩・粘板岩の薄い互層よりなり、地形が急峻である当地区では、過去の豪雨等により林地においては各所で小崩おいても渓岸侵食が進んでいた。 下流には魚梁瀬ダム、久木ダム等があり、それらの水源地とあり、保育事業の遅れから林内が過密となり下層植生が衰退し低下とともに土砂を流出する荒廃林の増加が危惧されていた。このため、渓間工を施工して渓岸侵食の防止を図り、山腹工地を緑化して崩壊地の拡大防止を図ること並びに本数調整伐等し下層植生の回復を促すことにより、水源かん養機能の向上及図るとともに、路網を整備し保安林の適切な維持管理を行うこち年度から本事業に着手した。 なお、平成14年5月20日の局地的な集中豪雨により、魚梁瀬村道法面において山地災害が発生したこと等から、事業計画を実施した結果、事業費が増額となった。主な事業内容:渓間工23基、山腹工10ha、森林整備936ha、管理車道2km				がっている。地質は四万十帯で、基岩は軟なり、地形が急峻である。地においては各所で小崩壊が発生し渓流にあり、それらの水源地として重要な位置にとなり下層植生が衰退し水源かん養機能の増加が危惧されていた。食の防止を図り、山腹工の施工により崩壊と並びに本数調整伐等の森林整備を実施水源かん養機能の向上及び下流域の保全を適切な維持管理を行うこと等を目的に平成集中豪雨により、魚梁瀬集落の上流にあること等から、事業計画を変更しつつ事業を10ha、
① 費用対効果分析 の算定基礎となっ た要因の変化 本事業の費用対効果分析における主な効果は水源かん養便益 に本数調整伐等の森林整備を実施し、洪水防止、流域貯水、水 効果である。 また、山地保全便益については、渓間工、山腹工の施工によ 流出を防止し山地を保全する効果である。 なお、本事業の採択当時及び直近の評価時には費用対効果分析の結果 ある。 総便益(B) 17,510,139千円 総費用(C) 2,975,299千円 分析結果(B/C) 5.89			洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与する間工、山腹工の施工により、不安定土砂のる。 評価時には費用対効果分析の手法が導入さる費用対効果分析の結果は以下のとおりで	
② 事業効果の発現 状況 拡大が防止され、不安定土砂の流出による下流の道路等へはまた、本数調整伐等の森林整備を実施し下層植生が回復した。 後機能の向上及び下流域の保全が図られた。 なお、管理車道も保安林の適切な維持管理に利用されてい		よる下流の道路等への被害が防止された。 毎し下層植生が回復したことにより水源かられた。		
③ 事業により整備 本事業により整備した渓間工、管理車道については、安芸森林管 された施設の管理 状況		車道については、安芸森林管理署が適切に		
④ 事業環境の	実施による 変化	が回復し、周囲の景観	との調和が図ら の森林整備を行	った森林は下層植生が回復し健全な状態に

⑤ 社会経済情勢の 変化	当地区は奈半利川の源流部に所在する国有林で区域は1万ha弱と広大である。 事業区域内には魚梁瀬ダム、久木ダムに加え集落や農地、村道、林道等を包括している。 馬路村全体の人口は平成12年の1,195人から平成17年は1,170人に減っている。 本事業終了後の平成16年度から、本事業区域内の東川地区において、水源かん養機能等の維持のため、水源流域広域保全事業を行っている。 また、当地区では、森林鉄道を復活し、森林レクレーション利用を増大させて地域振興に寄与しようとする活動が始まっている。 ・主な保全対象:家屋15戸、村道6km、林道4km
⑥ 今後の課題等	国土保全効果、水源かん養機能を長期にわたって発揮させるため、今後も適切に森林を管理していく必要がある。 ・地元の意見: 豪雨等により被災した渓流及び山腹崩壊の復旧、過密林分を解消するための本数調整伐等の森林整備は、森林の持つ公益的機能の維持、強化に大きく貢献しており、当該事業の効果が認められる。(高知県) 豪雨等により被災した渓流及び山腹崩壊の復旧、過密林分を解消するための本数調整伐等の森林整備は、森林の持つ公益的機能の維持、強化に大きく貢献しており、当該事業の効果を認識している。(馬路村) 近年異常気象による集中豪雨により、土砂災害の発生が想定されます。被害を未然に防ぐよう、間伐整備により水土保全機能を高め、災害に強い森づくりの推進を御願いする。(北川村)
第三者委員会の意見	事業の効果が発揮されていると認められる。
評価結果	 ・必要性: 山腹崩壊地を放置すれば、崩壊地の拡大等が懸念されるとともに渓岸侵食が進んで土砂が下流の道路等に被害を及ぼす危険性があった。また、過密林分を放置すれば、林内の下層植生がなくなり土砂の流出等により下流域に被害を及ぼすことや水源かん養機能の低下が危惧されていた。これらのことから、本事業の実施が必要であった。 ・効率性: 効率性については、工事に伴って発生した巨石等の現地発生材や周辺林分で森林整備を行った際に発生した間伐材を利用可能な箇所に使用し工事コストの低減に努めていることにより、効率性が認められる。 ・有効性: 事業実施に伴って、崩壊地の拡大防止及び渓岸侵食の防止、林内の下層植生の回復等が図られ、水源かん養機能が向上しており、有効性が認められる。また、事業実施の結果、下流の道路等が保全されるとともに、住民の安全・安心が高まった。

4

便益集計表

(治山事業)

事業名:水源森林総合整備

都道府県名: 高知県

施工箇所:魚梁瀬

(単位:千円)

心工 固分 . 黑 未 极					(辛四:11]/		
大 区 分	中区分	評価額			備	考	
水源かん養便益	洪水防止便益	5,245,573					
	流域貯水便益	3,556,157					
	水質浄化便益	5,015,857					
山地保全便益	土砂流出防止便益	3,551,164					
	土砂崩壊防止便益	50,408					
環境保全便益	炭素固定便益	90,980					
総便益(B)		17,510,139					
総費用(C)		2,975,299					
費用便益比	B÷C=	17,510,139	_	5.89			
具用 皮 無比	B-C-	2,975,299	— J.09				
	·	*					*

平成21年度 完了後の評価実施地区一覧表

1 直轄事業

(2) 直轄地すべり防止事業

整理番号	都道府県	事業実施主体	事業名	事業実施地区名		総便益 B(千円)	総費用 C(千円)	分析結果 B/C
1	長野県	北信森林管理署	直轄地すべり防止事業	裾花川	すそばながわ	109, 510, 361	32, 078, 764	3. 41

完 了 後 の 評 価 個 表

事業名	直	轄地	」すべり防止事業	事業計画期間	昭和26年度~平成15年度(53年間)
事業実施(都道府		裾花川 (すそばながわ) (長野県)		事業実施主体	中部森林管理局 北信森林管理署
完了後紹	E 過年数		5年	管理主体	長野県
ており、複雑かつ脆弱ななる。これら地すべり地は、住民の生活に影響を与風にいいて、鬼無里村(現民工会」ででは、現国道406号を表して、家屋の流失全壊56戸宮、一次では、京屋の流失全壊56戸宮、一次では、また、家屋の流失全壊56戸宮、一次であり、当地区のおり、当地区のため、当地区のままが、当地区で移動上でのままが、事業を保全対象とも地区で移動上でで移動上でいるが増額となったととも地区で移動となったといいでは、また、当時では、また、当時では、また、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		因此 因此 因此 可以 可以 可以 可以 可以 可以 可以 可以 可以 可以	*り活動は終息せず、昭和48年融雪期には和地すべりが発生し、近年では豪雨によって発送害、平成7年・10年・13年の梅雨前線豪雨等業内容の見直しを行ってきた結果、事業費力な終期は平成15年度となった。 1,153ha 667(本) 集水井工 14(基) 9(m) アンカーエ 108(本)		
の算定基礎となっ た要因の変化		トンネルエ・集水井二 地すべりを抑止し、 山地災害から保全する なお、当事業の採 導入されていないが、 おりである。 総便益(B) 109, 総費用(C) 32, 分析結果(B/C) 当事業は、山地災害 実施したことにより、	正・谷止工・アン 地すべりにより る効果である。 尺当時及び直近の 平成21年度時点 510,361 千円 078,764 千円 3.41 事防止機能の維持 地区内各所の均	Eな効果は、山地災害防止便益であり、排水ンカー工等の地すべり対策工の施工により、 ど響を受けるおそれのあった集落・国道等を の期中の評価時には費用対効果分析の手法が 気における費用対効果分析の結果は以下のと 時・増進を主目的とする事業であり、事業を 地すべりの活動が安定した。このため、地す	
	により 上施設の管		た。 当事業により整備し	した地すべり防⊥	った集落・国道等の安全・安心が確保され 上施設については、事業完了後長野県に移管 原検を行い、必要に応じ補修を実施して適切

④ 事業実施による 環境の変化	当事業の実施により、地すべりの活動が安定したことから、崩壊地等に植生が回復し周囲との景観の調和が図られた。
⑤ 社会経済情勢の 変化	当事業は山地災害防止機能の維持・増進を主目的とする事業であり、地すべりの活動が安定したことから、地区住民の生活の安全や国道406号線等の通行の安全が確保され、地区の社会経済の向上に寄与している。また、当該地区を含む一帯は、貴重な自然環境と身近にふれあうことができる観光地であり、事業実施による国道等の通行の安全が確保され、年間を通じて多くの観光客が訪れている。・主な保全対象:家屋734戸、国道12.0km、県道12.6km、市道23.7km
⑥ 今後の課題等	地すべり防止施設の効果を長期にわたって発揮させるため、必要に応じたメン テナンスを行い、関係機関との連携に努める必要がある。
	・地元の意見: 本事業により地すべり防止施設等が整備されたことで、山地災害防止機能の高度発揮に寄与している。(長野県) 工事施工により、直接保全対象である人家、国道等の安全が保たれており、当事業の実施の効果は発揮していると思われる。(長野市)
第三者委員会の意見	当事業の実施により、地区内各所の地すべりの活動が安定したことにより植生 も回復し、保全対象地域の保全が図られており、事業の効果が発揮されていると 認められる。
評価結果	・必要性: 当地区は、地すべりの多発地帯であり、昭和24年の台風災害やその 後の豪雨等により度々地すべりが発生しており、放置すれば保全対象 である集落・国道等に大きな被害が拡大するおそれがあったことか ら、事業の必要性が認められる。
	・効率性: 地すべり対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ 効率的な工種・工法で検討されており、事業実施に当たっても現地発 生材を積極的に活用することにより、コスト縮減に努め、総事業費の 削減が図られたことから、事業の効率性が認められる。
	・有効性: 地すべりの活動が安定したことにより、地区の集落・国道等の保全が図られたことから、民生の安定や通行の安全が確保され、今後も引き続き事業効果の発現が見込まれることから、事業の有効性が認められる。

整理番号 1

便益集計表

(治山事業)

事業名:直轄地すべり防止事業

都道府県名:長野県

_施行箇所:裾花川 (単位:千円)

大 区 分	中区分	評価額	備 考
災害防止便益	山地災害防止便益	109,510,361	
総便益(B)		109,510,361	
総費用(C)		32,078,764	
費用便益比	B÷C=	109,510,361	= 3.41
東州区並北	B.C=	32,078,764	

完了後の評価において算定している便益の概要

便	益項目	海共の掘 悪	
大区分	中区分	- 便益の概要 	
水源かん養便益	洪水防止便益	森林の洪水を防止する機能が、事業実施に より向上すること。	
	流域貯水便益	森林の貯水機能が、事業実施により向上す ること。	
	水質浄化便益	森林の水質を浄化する機能が、事業実施に より向上すること。	
山地保全便益	土砂流出防止便益	森林の土砂流出を防止する機能が、事業実 施により向上すること。	
	土砂崩壊防止便益	森林の土砂崩壊を防止する機能が、事業実 施により向上すること。	
環境保全便益	炭素固定便益	森林の二酸化炭素を吸収固定する機能が、 事業実施により向上すること。	
災害防止便益	山地災害防止便益	森林の山地災害を防止する機能が、事業実 施により向上すること。	

注:山地保全便益と災害防止便益は、山地保全と災害防止という二つの視点から捉えており、重複を排除するため重要度が高いと判断される一方の便益を計上している。

第三者委員会名簿

1 直轄事業

森林智	管理局	役	職	氏	名
中	部	山地環境防災研究所長		北澤	秋 司
		名古屋大学准教授		や ま だ 山 田	ょうぞう 容 三
		信州大学助教		が 野	ひろし 裕
四	国	高知工科大学マネジメン	ノト学部教授	きょう	っねみ 法 美
		高知大学農学部教授		き き は ら 笹 原	かっ * 夫
		高知大学人文学部教授		まこか わ 横 川	^{かずひろ} 和 博
		(公社)高知県森と緑の会理事長		かわい	通 子
		高知商工会議所女性会会	是長	*************************************	神代

問合せ先一覧表

1 直轄事業

中部森林管理局ホームページ

http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/policy/business/sigoto/jigyo_hyoka/

四国森林管理局ホームページ

http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/policy/business/sigoto/jigyo_hyoka/index.html

事業名	事業主管課・室	担当者名	電話番号
国有林直轄治山事業	林野庁 国有林野部 業務課	松山、大澤	03-3502-8111 (内線) 6302
	中部森林管理局 企画調整室	小森	050-3160-6561
	四国森林管理局 企画調整室	松本	050-3160-5619
直轄地すべり防止事業	林野庁 森林整備部 治山課	德留、木下	03-3502-8111 (内線) 6197
	中部森林管理局 企画調整室	小森	050-3160-6561

,	4		`	410.1	
(参	荅	省	料	

林野公共事業における費用対効果分析について(概要)

林野公共事業における費用対効果分析について(概要)

費用対効果分析の算定方法

(1) 費用の計測

費用は、整備等に要する経費及び維持管理に要する経費につき、現在価値に換算し て計測する。

(2) 便益の計測

便益は、事業を実施した場合の効果について、事業特性を踏まえ網羅的に整理した 上で整備する施設の耐用年数若しくは森林の効果の発揮期間に応じて貨幣化し、現在 価値に換算して計測する。

貨幣化が困難な場合、他の手法で可能な限り定量化することとし、定量化が困難な 場合は、定性的な記述による評価を行う。

また、効果の計測に当たっては、可能な限り公表されている一般的な統計データ、 客観的なデータ等を用いるともに、事業実施によるマイナスの効果についても適正に 評価する。

(3) 費用対効果分析

費用対便益比(B/C)は、計測された便益の総計と費用の総計の比をもって表す。

i:社会的割引率

(4) 評価期間

評価期間は、その対象となる施設の耐用年数、効果の発現期間等を考慮して定める。 なお、森林保全整備の超長期性に起因して、事業実施による効果の発現期間を特定 するのは困難であることから、便宜上、耐用年数を準用して次のように定める。

	区 分	評 価 期 間
次 11 事 类	施設整備を主体とするもの	整備期間+50年
治山事業	森林整備を主体とするもの	100年
木 壮 敢 /	森林整備	整備期間+伐期齢-整備完了時点の林齢
森林整備事業	路網整備	整備期間+40年

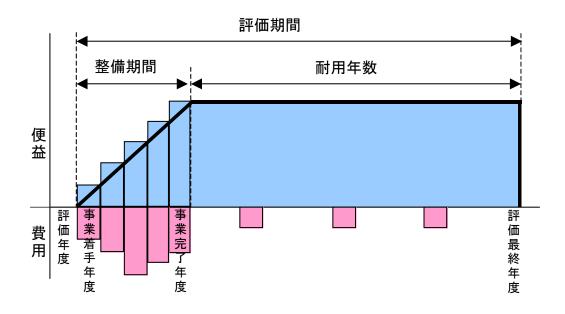
(5) 社会的割引率

社会的割引率は4%とする。

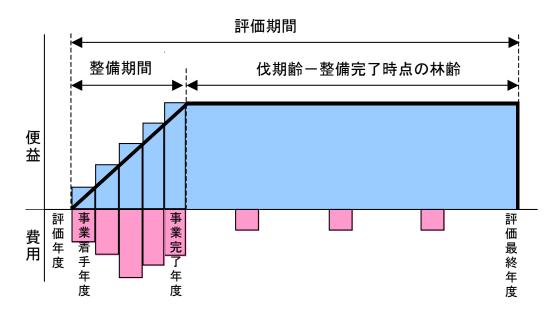
(6) 基準年度

便益及び費用の現在価値化の基準年度は、評価を実施する年度とする。

<「治山事業・森林整備事業(路網整備)」の評価期間と費用・便益発生のイメージ>



<「森林整備事業(森林整備)」の評価期間と費用・便益発生のイメージ>



2 林野公共事業の主な便益の算定方法

(1) 林野公共事業の事業種別の主な便益

便 益 項 目	治山事業	森林整備事業
水源かん養便益 (洪水防止、水質浄化等)	0	0
山 地 保 全 便 益 (土砂流出防止等)	0	0
環境保全便益(炭素固定等)	0	0
災害防止便益 (山地災害防止等)	0	
木 材 生 産 等 便 益 (木材生産経費縮減等)		0
森林整備経費縮減等便益 (造林作業経費縮減等)		0
一般交通便益(走行時間短縮等)		0
森林の総合利用便益 (アクセス時間短縮等)		0
災害等軽減便益 (災害時迂回路等確保等)		0
維持管理費縮減便益		0
山村環境整備便益 (生活用水確保等)		0
そ の 他 の 便 益 (ボランティア誘発等)		0

注1:○は、評価に用いる便益

2:便益は、各事業、地域の実態に応じて適宜選択して評価する。

(2) 主な便益毎の算定手法

① 水源かん養便益

a 洪水防止便益

降雨によって地表に達した雨水が当該地区の土壌に浸透或いは蒸散せずに河川等へ流れてしまう最大流出量について、事業の実施により森林が整備された状態と整備されていない状態を比較し、森林整備による森林内からの最大流出量減少分を推定し、この減少する最大流出量を治水ダムで機能代替させて洪水防止便益を評価する。

事業を実施する場合としない場合の 単位面積当たりの雨水流出量の差 × 事業対象 区域面積 治水ダムの 減価償却費

X

b 流域貯水便益

事業を実施しようとする地域の年間降雨量から、実施対象区域の地被状況(整備済森林等)に応じた貯留量率により土壌内に浸透する降雨の量を推定し、整備される森林の貯水便益を評価する。

事業を実施する場合とし ない場合の貯留率の差 × 年間平均 降雨量 × 事業対象 区域面積 × 利水ダムの 減価償却費

c 水質浄化便益

流域貯水便益の手法により、全貯留量のうち生活用水使用相当分については水道 代金で代替した費用で、その他の水量については雨水利用施設を用いて雨水を浄化 する費用により、それぞれ比例按分して算出し水質浄化便益を評価する。

事業を実施する場合とし ない場合の貯留率の差

× 年間平均 降 雨 量 事業対象区域面積

X

単位当たりの水質浄化費 (生活用水相当分については上水道給水原 価その他については工業的雨水浄化経費)

② 山地保全便益

a 土砂流出防止便益

事業を実施する場合と実施しない場合の土砂流出量について、評価対象区域の年間流出土砂量の差により推計し、この土砂量を保全するために必要となる砂防ダム建設コストで機能代替させ土砂流出防止便益を評価する。

事業を実施する場合としない場合の 単位面積当たり年間流出土砂量の差 × 事業対象 区域面積 ※ 砂防ダムの 建設コスト

b 土砂崩壊防止便益

事業を実施する場合と実施しない場合について、評価期間の崩壊見込量を比較し、 土砂崩壊防止便益を評価する。

事業実施する場合としない場合の崩壊見込量の差(流域内崩壊率、雨量比、平均崩壊深から推計)

※ 砂防ダムの 建設コスト

③ 環境保全便益

a 炭素固定便益

森林整備や山腹工等を実施することによる当該森林の蓄積量の増加分から、森林 による炭素固定量を推計し、炭素固定便益を評価する。

事業を実施する場合としない場合の森林の見込蓄積量の差

当該森林の主要樹種のバイオマス量 を推計するための係数

 X
 炭 素

 含有率

X

 \times

X

二酸化炭素 換 算 係 数

二酸化炭素回収費

b その他の便益

気候緩和、騒音軽減、飛砂軽減、風害軽減、霧害軽減、火災防備、保健休養等森 林の持つ公益的機能の発揮に係る便益のうち該当するものを評価する。

④ 災害防止便益

治山事業を実施しない場合の山腹崩壊、土石流、地すべり等の災害発生による被害想定額を算定し、災害防止便益を評価する。

災害により被害が想定 される家屋戸数等

家屋等の評価額

災害の発生率

⑤ 木材生産等便益

a 木材生産経費縮減便益

路網整備による、木材の搬出距離・経費の縮減便益及び木材輸送トラックの大型 化による輸送経費の縮減便益を評価する。

整備前と整備後の伐採・搬出等経費の差

林道整備前からの利用 区域における伐採材積

b 木材利用增進便益

整備前には切り捨てとなっていた間伐材や小径木が、林道の整備により搬出・利用される便益を評価する。

整備前と整備後の利用間伐の割合の差

林道整備前からの利用 区域における間伐材積

× 間伐材の 市場価格

c 木材生産確保·增進便益

(森林整備分)

事業の実施により、資源として蓄積された木材が伐期において生産・利用される便益について、想定される木材生産量から評価する。

| 主伐時期における伐採材積 | × 「木材市場価格 |

(路網整備分)

路網の開設等により、それまで路網の未整備で伐採対象とならなかった森林において、林道整備に伴うコスト縮減等により伐採が促進される便益を評価する。

林道整備後の新たな利用 区域における伐採材積

木材市場価格

X

⑥ 森林整備経費縮減等便益

a 造林作業経費縮減便益

(歩行時間等経費縮減便益)

林道の整備による、造林等作業員の歩行時間、資材運搬経費等の縮減便益を評価する。

整備前と整備後の造林等経費の差

林道整備前からの利用 区域における造林面積

(作業道作設経費縮減便益)

X

林道を整備した場合に、作業道を作設する経費の縮減便益を評価する。

林道が整備されない場合 に必要な作業道延長 × 作業道の 開設単価 作業道の維持

b 治山経費縮減便益

林道の整備によって、治山事業の実施に係る取付道等の経費が縮減される便益を 評価する。

林道を整備しない場合 に必要な治山施工経費 _ 林道を整備した場合に 必要な治山施工経費

c 森林管理等経費縮減便益

森林管理(病虫害の早期発見、山火事防止等)のための巡視や適切な森林整備・ 林業経営のための普及指導等を行う者(地方自治体、森林組合等職員を含む)の歩 行時間が、林道の整備により縮減される便益を評価する。

林道の整備前と整備後と の森林への到達時間の差 × 森林管理等の 延べ人工数 × 賃金 単価

d 森林整備促進便益

路網の未整備により造林・保育が不十分となっていた森林(新規施業実施区域)において、路網の整備によって森林整備の促進が見込まれる場合には、「水源かん養便益」、「山地保全便益」及び「環境保全便益」について評価する。

なお、この場合の便益額は、森林整備そのものに伴う便益との重複を排除するため、その1/2について評価する。

「水源かん養便益」+「山地保全便益」+「環境保全便益」 ×

⑦ 一般交通便益

集落から勤務先への通勤等に林道を利用することによって、走行時間又は経費が縮減される便益を評価する。

a 走行時間短縮便益

| 林道整備前と整備後 | × | 交通量 | × | 車種別時間 | との走行時間の差 | × | (台/年) | × | 価値原単位

b 走行経費減少便益

| 林道整備前と整備後 | × | 交通量 | × | 車種別走行 | との走行距離の差 | × | (台/年) | × | 経費原単位 |

⑧ 森林の総合利用便益

a アクセス時間短縮等便益

(アクセス時間短縮便益)

既設のアクセス道がある場合において、新たな林道整備によりアクセス時間が短縮される便益を評価する。

林道整備前と整備後との 森林への到達時間の差 × 交通量 × 車種別時間 価値原単位

(アクセス経費減少便益)

既設のアクセス道がある場合において、新たな林道整備によりアクセス経 費が短縮される便益を評価する。

林道整備前と整備後との 森林への到達距離の差 × 交通量 (台/年) × 車種別走行 経費原単位

b ふれあい機会創出便益

新たに林道を開設した場合の市民の森林等とのふれあいの機会の創出について、 利用者が森林へ到達するための費用負担分を便益として評価する。

 林道を整備する場合 の森林への到達時間
 ×
 交通量 (台/年)
 ×
 車種別時間 価値原単位

 +
 林道を整備する場合 の森林への到達距離
 ×
 交通量 (台/年)
 ×
 車種別走行 経費原単位

c フォレストアメニティ施設利用便益

新たに林道を開設した場合の市民の森林等とのふれあいの機会の創出についての 便益を評価する。

(利用確保便益)

森林公園等の入込者数 (人/年) × 利用料金

(施設滯在便益)

「森林公園等の入込者数 (人/年) | × | 滞在時間 | × | 賃金原単位 |

d その他の便益

副產物增大便益

⑨ 災害等軽減便益

a 災害時迂回路等確保便益

路網整備において、自然災害時の迂回路、避難路としての便益を評価する。

既設の迂回路を利用する場合と林 道を利用する場合の到達時間の差

通行止め期間 交通量 車種別時間 価値原単位

+ 既設の迂回路を利用する場合と林道を利用する場合の到達距離の差

× 通行止め期間 交通量 車種別走行 経費原単位

b 防火带便益

林道を整備することにより、森林火災の延焼防止等の機能を果たす便益を評価する。

防火帯としての機能を果たす 林道の延長 林道の平均 × 幅員 防火帯の 設置費用

+ 防火帯としての機能を果たす 林道の延長 × 林道の平均 幅員 防火帯の維持 管理費用

c 災害復旧経費縮減便益

改良、舗装等により、災害復旧経費が縮減される便益を評価する。

林道舗装等を実施しない場合と実施 する場合の災害復旧経費の差

× |舗装等を実施す る林道の延長

⑩ 維持管理費縮減便益

改良、舗装等により、グレーダー作業、転石除去等に要する維持管理費が縮減される便益を評価する。

林道舗装等を実施しない場合と 実施する場合の維持管理費の差 × 舗装等を実施す る林道の延長

① 山村環境整備便益

a 生活用水確保便益

山村地域における共同用水施設を整備することにより、水の安定供給、安全性が 確保される便益について、戸別施設で整備する場合と比較して評価する。

戸別の井戸・浄 化施設整備費 × 共同用水施 設対象戸数 + 戸別の井戸・浄化 施設の維持管理費 × 共同用水施 設対象戸数

b 土地創出便益

創出される公共施設用地の使用便益について評価する。

公共施設用地の面積 × 公共用施設用地の地代

c 生活安定確保便益

防火水槽、排水等の施設は、地域住民の生活の確保等に不可欠な施設であり、 施設の設置等に必要な投資額と維持管理費を便益として評価する。

防火水槽、排水施設等 の年度ごとの設置費用 + 防火水槽、排水施設等 の維持管理費用

d その他の便益

生活排水浄化便益、集落内除雪便益

⑫ その他の便益

a ボランティア誘発便益

地域住民等による草刈り、側溝清掃等のボランティア活動が見込まれる場合に維持管理経費が縮減される便益について評価する。

ボランティア人数 × 賃 金

b その他の便益

通行安全確保便益、環境保全確保便益、森林内施設管理経費縮減便益